

介護保険・障害福祉サービス事業所（等）への PCR 検査等に要する経費補助事業における Q&A

《所要額調査について》

Q この事業を利用しない予定なので、実施意向及び所要額調査票（以下「所要額調査票」と言います。）を提出しないのですが、さらに感染広がって、急遽利用したくなった場合、申請できますか。

A 申請できません。1月8日までに所要額調査票を提出する必要があります。3月末日までを見越してご検討ください。

Q 身近な所で感染が発生したら検査を受けるつもりなので、所要額調査票を提出しようと思いますが、特に職員等に感染の疑いがなく、検査を受ける必要がなくなった場合でも、調査票を提出した以上、検査を受けなければならないのですか。

A 必ず検査を受けなければならないものではありません。所要額調査票1の③にて、その意向を記入してください。

Q 所要額調査票の所要額について、職員分の検査費用を計上して所要額調査票を提出する予定なのですが、急遽、利用者も検査する必要がある場合、利用者分も含めて申請できますか。

A 申請できません。所要額調査票で認められた所要額が貴事業所の交付申請可能な上限額となります。

Q 所要額調査票を提出しましたが、特にその後市役所から連絡がありません。記入した所要額が認められたものと判断して良いですか。

A 所要額調査票をご提出いただいた事業所には、1月14日（木）に所要額の決定のお知らせをお送りいたします。通知が届かない場合は、調査票をご提出できていない可能性がありますので、市にご連絡ください。

《事業内容について》

Q 11月に抗体検査を受けたのですが、助成の対象になりますか。

A 対象になりません。検査対象期間は、令和2年12月22日から令和3年3月31日までのものが対象となります。また、検査の種類については、PCR検査及び抗原定量検査が対象になりますので、抗体検査は対象外となります。

Q 1月に職員にPCR検査を、2月に利用者に抗原定量検査を受けてもらおうと考えていますが、どのように申請したら良いですか。

A まず、交付申請の対象になるのは、PCR検査又は抗原定量検査のいずれかを事業所ごとに選んでいただく必要があります（所要額調査の時点で選択していただきます）、2種類を併せて申請することはできません。検査対象期間である令和2年12月22日から令和3年3月31日までであれば検査対象者ごとに検査する時期が複数回にわかれても構いません。この場合、検査の都度、検査結果の報告は随時市に行ったうえで、各回の添付書類を保管しておいていただき、3月末時点ですべてまとめて添付のうえ、交付申請してください。

例 所要額調査で【PCR検査】を選択した場合

① 職員と利用者のPCR検査をまとめて検査機関で受検し、履行完了
⇒【PCR検査】で全員分申請可

② 職員はPCR検査を、利用者は抗原定量検査をまとめて検査機関で受検し、履行完了
⇒【PCR検査】で職員分のみ申請可
※ 所要額調査で【抗原定量検査】を選択している場合は、利用者分のみ申請可

③ 1月に職員が、2月に利用者がPCR検査を検査機関で受検し、履行完了
⇒【PCR検査】で全員分申請可
※ 申請自体は1回のみですので、最後にまとめて申請してください。
※ 検査結果報告書はそれぞれ適宜行ってください。

Q 1月に事業所内の職員でPCR検査を受検しましたが、2月に入り、事業所内で感染疑いが発生したため、再度受検したいのですが、可能ですか。

A 複数回受検することが可能です。ただし、1人当たりの上限額は、PCR検査20,000円、抗原定量検査7,500円になりますので、ご注意ください。

《検査費用について》

Q 事業所で検査機関と契約し、検査を行いました。診断結果が個人ごとに届くのですが、追加料金を支払えば事業所にまとめて結果が届くようにできるようです。この追加料金は補助対象になりますか。

A 追加料金は補助対象になりません。あらかじめ送料などの費用が、検査費用に含まれている場合は補助対象になる場合があります。

Q 補助金が交付されるまでの間の検査費用は、事業所が立て替えるのですか。

A その通り。法人又は事業所において立替払いを行っていただきます。

《申請について》

Q 検査機関と契約を行って検査を実施したのですが、契約書を交わしていません。補助金の申請はできますか。

A 添付書類の内容により申請できます。契約書に代わる見積書や発注書・請書など、検査依頼や受注してもらったことがわかる書類を交付申請時に添付していただきます。

Q 3月下旬に検査を受ける予定なのですが、交付申請に必要な添付書類（請求書や領収書）が4月にならないと発行できないようなのですが、4月以降に申請することはできますか。

A 申請できません。3月31日までに添付書類を揃えて申請する必要があります。このため、検査前にスケジュールの確認を行い、余裕をもって検査を受けてください。

令和2年12月22日作成

令和3年1月7日更新

令和3年1月14日更新